

# 國學院大學學術情報リポジトリ

近代学校の設立と手習師匠たち：  
下伊那郡飯田町の事例をもとに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-05-21 キーワード (Ja): 学制, 城下町, 小学校, 教員, 手習師匠 キーワード (En): 作成者: 多和田, 真理子, Tawada, Mariko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000389">https://doi.org/10.57529/0002000389</a>

# 近代学校の設立と手習師匠たち

— 下伊那郡飯田町の事例をもとに —

多和田真理子

## はじめに

近代学校の創設は、国家的政策によって、由来の共同体における人間形成システムを断ち切り、新たな教育システムを作り出すことであった。だが、各地に学校を設置運営するにあたっては、それぞれの地域の人々による物理的な協力が必須であった。<sup>①</sup>人々は、学校を建て、そこに子どもたちを通わせるという新しい生活習慣を、それまでの生活との競合や折り合いを重ねつつ少しずつ受け入れていった。<sup>②</sup>

実際に学校の設置運営を担ったのは、主に士族や神官・僧侶、そして富裕な商人・農民など、在郷の知識人層である。近代学校が地域に定着していく過程とは、かれらが地域社会の担い手として、新しい学校における従来とは異なる教育のあり方を迎え入れ、<sup>③</sup>その知を身につけていった過程そのものともいえる。つまり近代学校制度の定着は、かれら知識人層をとりまく近代化とともに進んだといえ、その意味で近世から近代への教育制度の移行は接統的でもあり、ゆるやかに展開したのである。

この点に関して、花井信は、旧手習師匠や旧士族ら、近世における在村の知識人たちが近代学校の教員となるにあたって、

かれらの「修業の新旧がどのようなものであったのか、旧をどう更新したのか」が、「日本近代教育史における大事な研究課題」だと重要な指摘をしている。この点についての考察を行うには、地域にそくして、個々の教員たちを対象に、修業履歴や受講した講習の内容、さらに教員としての経歴などについて詳細な分析が必要となるだろう。

本稿では上記の問題関心のもと、飯田町（現長野県飯田市）に設立された飯田学校（現飯田市立追手町小学校）を対象に、学校創設時の教員たちに着目し、近代学校における近世との断絶と接続の両面を具体的に検討したい。

まず対象地域について概略を示す。飯田藩領内の要所であった旧飯田城下町は、一八七一（明治四）年の廃藩置県により飯田藩が飯田県となった後、翌年二月に筑摩県の管轄下におかれた。さらに一八七六（明治九）年一月より長野県に統合され、現在に至る。

飯田城下は武家地と町人地に大きく分かれていた。武家地は旧飯田城内（江戸町、仲ノ町、馬場町、主税町、追手町、常盤町）と、町人地を取り囲む西部（荒町、殿町、梅南小路）に集中していた。町人地は谷川橋を境に北側が五町（伝馬町一、二、桜町一、二、三）、南側が十三町と呼ばれ、さらに十三町は七町

通り（番匠町、池田町、田町、松尾町一、二、三、大横町）と六町通り（本町一、二、三、知久町一、二、三）をまとまりとして問屋や庄屋が置かれた<sup>5)</sup>。七二年の大区小区制においても、それを反映する形で第一九大区のうち第三小区から第七小区に分けられた。七五年にこの五区が合併され、飯田町となる（付図参照）。

次に、飯田町における教育機関について概略を述べる。維新期の飯田町内には、六つほどの手習塾が存在していた<sup>6)</sup>。中でも、知久町三丁目の宮下塾、伝馬町二丁目の鳶壁塾の二つが長年にわたって継続しており、多くの門人を集めていた。いずれも学制施行にともない閉塾するが、以降も飯田学校や地域の教育に関わってくる。ほか、飯田藩士の子弟を対象に文武の指導をする師範たちがいた。藩士の子弟たちはかれらの家に通って指導を受けており、藩校は長らくおかれていなかったが、一八六九（明治二）年、幕末期の藩政改革の一環として、身分を問わず子弟を受け入れ教授を行う機関として、七〇〇坪ほどの文武講習所を設置し、午前中は文学、午後は武学の教授を行なったという<sup>7)</sup>。この文武講習所が飯田学校の母体となっており、廃藩置県後の七一年一二月には「飯田町立小学校」となり、七二年八月に筑摩県管内三〇番目の小校（第三十小校）として引き継がれた。その後七四年三月、筑摩県の方針によって、文部省の学



制にもとづく「第二大学区第十九番中学区飯田小学校」と改称されることとなった。<sup>(8)</sup>

本稿にかかわる先行研究を挙げると、筑摩県および統合後の長野県における学校政策については『長野県教育史』<sup>(9)</sup>に詳しく、県内の各学校の具体例などを含めて記述されている。本稿で扱う飯田町についても、藩校の事例として飯田藩文武講習所が、寺子屋の事例として知久町の宮下塾が、それぞれ史料翻刻および分析の対象として扱われている。

教育に限らず、飯田町について多様な視点から全体史的に扱っているのが『飯田・上飯田の歴史』上下巻である。<sup>(10)</sup>とくに、上巻では本稿でも扱う宮下塾について言及しており、<sup>(11)</sup>下巻では維新时期における飯田藩の藩政改革など、本稿の対象時期における飯田町周辺の状況がわかる。飯田学校の創設期についても概略を示しており、<sup>(12)</sup>教員の履歴、資金調達、教室不足の状況などについて触れている。<sup>(13)</sup>

近世以降から明治期にかけての飯田町の教育についての記録は、一九〇八（明治四一）年に当時の飯田尋常高等小学校長であった中村七五郎がまとめた『飯田尋常高等小学校沿革紀要』<sup>(14)</sup>がある。だが、それ以降についての沿革史は編集・刊行されていない。

下伊那郡の手習塾の状況については、当時の下伊那郡教育会が一九三一（昭和六）年頃に実施した「私塾寺子屋調べ」の成果『寺子屋調査』<sup>(15)</sup>によって詳しく知ることができる。川村肇はこの『寺子屋調査』を詳細に分析し、「郷学」（小校）設置に民衆の漢学知への要求が反映されていたとし、その後さらに「学制」小学校の洋学知に移行したとの見解を示しており、近世から近代への移行過程を考察するにあたり示唆に富む。<sup>(16)</sup>また、上記『寺子屋調査』の分析に加え丹念な調査のもと、郡内の私塾・寺子屋について総合的に検討した成果として、『下伊那の寺子屋』<sup>(17)</sup>が刊行されている。

こうした先行研究の蓄積はあるが、学制にもとづく学校設置運営における手習師匠たちの動向について、具体的に言及されることは少ない。筆者は以前、飯田学校の創設期の教員たちについて、<sup>(18)</sup>学制下の教則にもとづく教授法や技術を身につけていった過程を明らかにした。<sup>(19)</sup>だが、飯田学校教員として勤務する前後の経歴などをふまえての考察はできておらず、近代学校への接続についての検討としては不十分である。

そこで本稿では、飯田学校創設期の教員たちを対象に、旧藩校の教員や、旧手習師匠たちが、創設期の学校教育にいかなる形で関わったのかを、具体的に明らかにしていきたい。検討に

あたっては、これまでに挙げた先行研究で用いられた諸史料のほか、飯田学校の日誌<sup>20)</sup>など、現在飯田市立追手町小学校に残されている学校史料を手がかりとする。

### 一、筑摩県における学校政策と手習塾の廃止

#### (一) 筑摩県の学校政策の概要

筑摩県は、県令永山盛輝による先駆的な教育政策で知られる。学制公布の約半年前となる一八七二年三月（明治五年二月）に「学校創立告諭書」を布達、管下に「小校」の設置を指示した<sup>21)</sup>。学制発布後は、太政官布告第二百十四号（「学制布告書」）の趣旨をわかりやすく示した「学問普及の為め申論し書」<sup>22)</sup>を作成配布するなど、政府の学校政策を管下に広める一方、「小校」を廃止せずそのまま学制下の小学校に移行する方針をとった。具体的には七三年二月以降、中学区を定め学区取締を置き、同年五月には小学区の区割を定め、小校未設置の学区に対して小学校を増設する形で、学校の普及をはかった<sup>23)</sup>。七九年の教育令公布により学区取締が廃止された後は、公立小学組合町村ごとに公選制の学務委員が置かれることとなる<sup>24)</sup>。

一方、各学校の事務についてみると、筑摩県では学校の設置

準備のために学校世話役の任命を進めた。七三年二月には学区ごとに世話役を「一兩人ツ、」人選するよう通知、就学督促や元資金の調達などを行わせた<sup>25)</sup>。学校設置が落ち着いた七六年四月には、世話役中に主管人を設け、学校事務を担当させた。また七四年一月には中学区本部の位置にある小学校に二、二名の幹事を置き、校内外の会計経理や教員勤務の監督などをその仕事とした。合併後の長野県では、主管人と幹事を廃止して各学校において執事を選出することとし、七七年二月以降、各学校において新体制での事務が行われるようになった<sup>26)</sup>。

飯田学校における、学校世話役ほかの学校事務担当者についてここでは詳しくふれないが、初期の世話役は飯田町内の有力商人層が中心に任命されており、七五年になって旧飯田藩の士族が新たに世話役に任命されている。一方、学校事務を担っていたのは幹事の小林直、杉本伝の二名であった。小林は飯田藩の権大参事（奏任二等）、杉本は少参事（判任三等）とともに藩の要職にあつた人物である。両者はその後も飯田学校の執事、副執事となり、また最初の学務委員に就くなど、長年にわたって飯田学校および飯田町の教育を支え続けていった<sup>27)</sup>。

(二) 手習塾の廃止方針

筑摩県では、管内に小校の設置を推進するにあたり、旧来の私塾・寺子屋を廃止し、小校に私塾・家塾の子弟を集めるよう指示した。まず一八七二年六月(明治五年七月)の通達では、今後小校で行なわれるべき教育の担い手として旧来の「手習師匠」たちがふさわしくないとの見解を示している。これまで村々にいた「手習師匠」と称する者たちは「僅二平生之用文字のミ相教」えれば十分と考えているが、それでは「青雲出身之才力ある者」を埋もれさせてしまうとの批判である。この状況は「今日人才御教育之折柄」にはそぐわないため、まもなく私塾の類を「一旦相廢し」、小校設立にあたってはより指導に適した人材を選ぶつもりだと予告した。ただしすぐに各地で教師のなり手を確保できるわけではないため、しばらくは「従前之通相心得不苦」とし、さしあたっては各村において小校の設置や運営整備に向けての準備に尽くすことが重要としている。<sup>29</sup>

文部省による学制施行後は、学制の趣旨を貫徹するとの趣旨で、私塾・家塾を廃止する方針をさらに明確化していった。一八七三年三月の県達号外をみよう。

【史料1】

今般学制御確定相成、教育ノ道万事万般一範ニ帰候御趣意

ノ処、従前私塾・家塾等相開置候類、教導方区々ニテ御趣意不相貫徹ニ付、一旦悉ク相廢止候。然上、私塾・家塾等相開度願出候ハ、試験ノ上更ニ可差許候条先般及布達置候、学制及ヒ教則ニ依リ見込相立、其当人ノ姓名・年齢・従前修行ノ手続キ・学課・塾則・教科ノ順序等、委細ニ相認メ、来ル四月十五日限り可願出モノ也。

但シ、右望ノ者ハ最寄小校へ罷出、学制・教則等可承合候事

明治六年三月廿日

筑摩県権令永山盛輝<sup>30</sup>

学制が確定したうえは、「教育ノ道」は学制を唯一の規範としなければならぬが、従前の私塾・家塾では「教導」のあり方が不統一で学制の趣旨が貫徹しないと、ひとまずすべて廃止を命じている。そのうえで私塾・家塾をあらためて開設した場合は試験のうえでの許可制とした。開設者の氏名・年齢のほか、学問修行の履歴、学課の内容、塾則、教科の順序などを詳細に提出するよう求めているのは、文部省が前年一〇月に指示した書式に則っている。<sup>31</sup> 但書には、私塾・家塾の開設を望む者は、最寄の小校にて学制や教則の内容を問い合わせるように、とある。学制や小学教則は筑摩県から村々に回達されていたが、管内各小校に置くこととなっていたためである。

従来の手習塾と学制における「私塾」「家塾」とは、学校の教科に準じていなければならないという点で大きく性格が異なっており、手習塾と同様のあり方での継続は困難であった。だが、この県達を受けていっせいに私塾・家塾が廃業したわけではなさそうである。後述する宮下敬三のように、私塾の継続を願い出た者もあり、学校の開設が遅れているところでは寺子たちの学習を続ける必要から手習塾を継続していた場合もあった。同年七月二五日の筑摩県達では、「小学校普及迄之儀ハ、幼童等一日も廃学難相成要務ニ付、其儘ニ致し置候分も有之候」と、小学校が県内各地に普及するまでの間、子どもたちが学ぶ場所を失わないよう旧来の私塾を残していた場合があったことに言及している。だが徐々に小学校の設置が進み、文部省からも重ねて「不都合之教則等」による教授をやめるよう指示があったことなどにより、許可なく私塾・家塾を開業することは「一切不相成」と念を押ししたうえで、開設を望む者は早々に願い出るようにとしている。

このように、たびたび私塾・家塾の閉鎖を求められる中で、旧手習師匠らの多くは自身の塾を閉じて、村吏や学校世話役として学校の新設のために自ら動いたり、あるいは学校に自身の寺子たちを移し、教員として近代小学校の運営に関わることと

なった。

## 二・飯田学校創設期における教員の概要

飯田学校は一八六九（明治二）年設立の旧飯田藩の文武講習所を母体としており、筑摩県の第三十小校となった後、学制にもとづく飯田学校となった。創設期の飯田学校教員について、学制施行前後の動向を中心に整理したのが「付表」である。文武講習所の教官をはじめ、ほとんど旧飯田藩士が占める中、七四年一月に招聘された旧高遠藩士の坂本英房が特異にみえるが、坂本は飯田藩士の島地五六の親類であり、飯田に来る前は筑摩県師範講習所の教員であった。坂本が着任した直後、飯田学校では「坂本氏ヨリ教授方伝習ニ付生徒休業」して教員たちが教授法を学んでおり、同年二月には伝馬町永昌院に師範講習下稽古所を開設して坂本が指導にあたっている。さらに五月には飯田学校内で授業生講習を実施するなど、飯田を拠点に新しい教授法を指導し教員養成を進める役割をもって赴任してきたことがわかる。

平民層で教員になった者は数少なく、町医者の中本純吉が第三十小校時代から教員として勤めているほかは、後述する手習



【付表】飯田学校創立期の教員

氏名	族籍	以前の動向	1873 (明治6) 年前後の動向	1874 (明治7) 年の動向	1875 (明治8) 年以降の主な動向
小林直	士族	飯田藩権大参事	第三十小校→飯田学校教員 (72年9月→) 高田村 (現飯田市) 精勤学校兼務	飯田学校幹事 (4月→1877)	飯田学校幹事 飯田学校執事 飯田町学務委員
今木純吉	平民	飯田町医師	第三十小校→飯田学校教員 (73年2月→)	飯田学校教員 (~1875)	新野村 (現阿南町) 深見学校教員 (1875) 旭学校教員 (1876~86) 飯田小学校教員 (1886) 他
窪田民五郎	士族		第三十小校→飯田学校教員 (?~73年4月)		
山名玄脩	士族	飯田藩医師 飯田藩五等上士下	第三十小校→飯田学校習字掛 (72年11月→)	飯田学校教員	下川路学校教員 (1875~76)
太田幹	士族	飯田藩文武所文学部助役 飯田藩七等下士上格	第三十小校→飯田学校教員 (72年3月→8月) 東京師範学校 (8月) 筑摩県師範講習所教員 (11月)	筑摩県師範学校教員	南安養部徳高小学校長 飯田小学校教員 (1892~1902)
福島央	士族	飯田藩文武所文学部句読 藩賞修行 (1870、病術) 飯田藩兵隊練兵助役	第三十小校→飯田学校教員 (72年6月→73年6月)	高田村 (現飯田市) 精勤学校訓導	飯田小学校教員 (1900~1903)
光澤音次郎	士族	飯田藩文武所文学部句読 飯田藩六等上士上格	飯田学校算術掛 (73年1月) 飯田学校教員 (72年6月→73年6月)		飯田小学校教員 (1879~81)
岡庭蕃	士族		飯田学校数学掛 飯田学校教員 (73年2月→)	飯田学校教員 (~1882)	飯田学校教員 (~1882) 学務委員 (1897~1906)
大野佐武郎	士族	日光照識学校監事兼助役 丹南藩浪学校教授	飯田学校教員 (73年4月→9月)		
西尾謙吾	士族	飯田藩五等上士上	飯田学校教員 (73年7月→)	飯田学校教員 (~1875)	飯田学校世話役総代 (1875) 船木村決心学校教員 (1875~)
高橋玄道	士族	藩賞留学 (1871、医学、東京)	飯田学校教員 (73年7月→)	飯田学校教員 (~1883)	飯田小学校教員 (1886)
篠田知哲	士族		飯田学校算術掛 (73年7月) 飯田学校教員 (73年8月→)	飯田学校教員 (~1881)	飯田小学校教員 (1882~83(ほか)) 学務委員 (1892~97)
館野満謙	士族		飯田学校算術掛 (7月) 飯田学校教員 (73年8~9月)		飯田学校教員 (1876~79)
小木曾鉦治	士族	飯田藩文武所文学部助役 飯田藩六等中士上 飯田藩七等下士下	飯田学校教員 (73年10月→)	飯田学校教員	山本学校 (現飯田市) 教員 (~1876) 飯沼学校 (現飯田市) 教員 (1881) 小野川学校 (現阿智村) 教員 (1887) 他
向井貞	士族	飯田藩文武所文学部句読 飯田藩七等下士下	飯田学校教員 (73年10月→)	飯田学校教員	北方学校 (現飯田市) 教員 飯田小学校教員
坂本英房	士族	高遠藩学校、甲府県学校 高遠藩文学部教員 (1869~71)	大草村 (現中川村) 飯田学校教員 筑摩県師範講習所教員 (73年11月)	飯田学校教員 (1月~75年2月)	飯田学校教員 (~1875年2月)
嶋地五六	士族	飯田藩文武所入校 (1869) 藩賞留学 (1871、漢学、東京)	東京進学 (数学、英学)	飯田学校数学教授 (3月) 座光寺村 (現飯田市) 島学校教員	船路中学校教員 (1878~) 下伊那中学校教員 (1882~)
高壁政世	平民	島壁塾		飯田学校教員 (5月~1875)	深見村 (現下條村) 聯立学校教員 右右熊学校 (現飯田市) 教員 (1880~82)
宮下敬三	平民	宮下塾	宮下塾	前能講習下等科卒業 (7月) 飯田学校五等訓導掛 (7月~1876)	飯田学校教員 (~1876) 小野川学校 (現阿智村) 教員 (1876~77)

〔私立学校設立論〕〔長野県立歴史館蔵〕、「寺子屋調査 第三」(下伊那教育会編蔵)、「小学校沿革表」(下伊那教育会館蔵)、  
中村七五郎『飯田尋常高等小學校沿革表』、下伊那の教育史研究会編『下伊那の寺子屋』、下伊那郡役所編『下伊那郡誌資料 下』、飯田学校日誌などをもとに筆者作成。

師匠の薦壁、宮下のみである。学校の資金確保や就学督促を任務とする学校世話役に飯田町の有力町人が名を連ねたのとは対照的で、明確な役割分担がうかがわれる。

教員たちは、教則にもとづく教育を学び訓導資格を得るために筑摩県師範講習所(一八七三年九月開設、のち師範学校)の講習および試験を受ける必要があった。

必要な往復旅費や滞在費は学校が負担し、順番に1~2名ずつ教員を送り出していた。新しい教授法を学び、訓導資格を得た後、多くの教員たちは主に下伊那郡内の学校に異動して数年から十数年の間勤務している。<sup>⑩</sup>

教員が不足している状況では、上級生徒たちが授業生として雇われた。飯田学校の授業生は年二回の試験で等級が決められ、教員の半額程度の俸給を受け取った。多くの授業生たちは、松本師範校に入学できる二〇歳頃になると、その給金を学資として松本へ旅立ち、訓導資格を得て飯田学校や郡内の学校に赴任するコースをたどっている。<sup>⑪</sup>

士族ではない手習師匠たちも、自らの知を頼りに近代学校の教員としてキャリアを積もうとしていた。そ

の一方で、学校の日々の記録からは、これまで手習塾として子弟を育成してきた、その場所と人脈とを残そうという動きも垣間見える。以下、そうした旧手習師匠たちの事例として、知久町の宮下塾と、伝馬町の葛壁塾について述べる。

### 三. 旧手習師匠の学校教員：宮下敬三の場合

#### (一) 宮下塾の閉鎖と師範講習所入校

知久町三丁目の宮下塾は、宮下敬助・敬三の親子が文化年間から続けてきた手習塾で、残された門人帳に記された入門者の総計は一二〇〇名を超える。父の宮下敬助は一七九三（寛政五）年生まれ、島田村（現・飯田市松尾）の出身で、書道や算術に優れた人物であった。二〇代で寺子屋を開き、一八五二（嘉永五）年に亡くなった後は、一八三四（天保五）年生まれの息子、敬三が後を継いだ<sup>(41)</sup>。教授内容は往来物や四書五経を用いた読み書きで、講釈が加わることもあった<sup>(42)</sup>。

前掲のとおり、学校の設置にもなつて筑摩県は従来の私塾・家塾などをすべて廃止するよう通達を出し、私塾を継続したい場合は届け出る必要があった。この県達に則る形で、宮下敬三は一八七三（明治六）年四月に私塾の継続を願ひ出ている。

#### 【史料2】

奉願上候口上書

今般学制 御確定相成候二付、私塾・家塾共一旦御廃止被仰出奉拝承候。然ル処私義従前習字渡世罷在候二付、元来未熟浅学ニ候得共、向後学制御教則ニ基キ、幼弱未入学校者精々勉勵教育仕、漸進歩ヲ待テ学校江進学為仕候様仕度奉存候二付、別紙教科塾則共相添奉願上候間、何卒右之趣御聞届被 下置候様、奉願上候、以上。

明治六年四月

第四百四十七区知久町

百五十九番屋敷 宮下敬三<sup>(43)</sup>

宮下は「幼弱未入学校者」を指導して小学校に入学させる、いわば就学予備教育を行う塾としての継続を願ひ出た。別紙にあたる塾則や教科の詳細を示した書類がみあたらないが、従前の教授内容からして、初学者への読み書きを中心とした私塾を設ける意図だったのではないだろうか。

この継続願に対する回答の内容は不明だが、宮下の願ひ出たような「私塾」は学制下での存在が想定されておらず、継続許可はされなかつただろう。宮下塾はおよそ一年後に閉鎖したとみられる。入門記録帳に記載されている最後の寺子の入門は、一八七四（明治七）年四月二四日であった<sup>(44)</sup>。

そして七四年五月、宮下敬三は私費で松本の師範講習所に入校した。宮下が残した記録によれば、五月五日に入校後、下等小学各級の教則を約一ヶ月間履修、試験の後に講習所近くの小学校で約二〇日間の実習を行い、七月三日に免状が渡された。<sup>(45)</sup>

入校後の誓約書とみられるのが【史料3】である。

【史料3】

私儀今般自費ヲ以師範講習所へ入校、願之通御差許ニ相成候上ハ、御規則之條々屹度相守可申候。尤他日卒業之上、無二念教育従事可仕候。依而証書差出候也。

明治七年六月

筑摩県貫属平民 伊那郡飯田知久町

筑摩県第十九区小六区百五十七番居住 宮下 敬三

親族 菅沼 実造

右之通、聊相違無御座、依而奥印仕候事。

伊那郡知久町

戸長 樋口 與平

筑摩県権令永山盛輝殿<sup>(46)</sup>

入校後は師範講習所の規則を守ること、卒業後は「教育」に従事することを約束している。願書には本人・親族に加え、宮下の居住する知久町を含む第六小区の戸長も連署押印している。

学校教員となる道を選び、講習所で学ぶには、身元の保証と強い覚悟が求められたことが読みとれる。

(二) 宮下敬三の教員生活

師範講習所の下等小学科講習により五等訓導補の資格を得た宮下は、修了後に飯田学校の教員となった。一八七四年七月一日の学校日誌には、宮下を飯田学校教員に任命するようお願い出たと、書類の写しとともに記録している。

【史料4】

第十九大区六小区知久町

平民 宮下敬三

四十年一ヶ月

右之者、松本師範学講習所下等小学科卒業候二付、当校教員ニ被仰付候様仕度奉存候、以上。

年号 月 日 幹事兩名 印

長官宛

右書面庶務課へ差出。右二付、追而辞令相渡り可申候得共、当時教員人少二付、出校可相勤旨当人へ可申達旨、庶務課江申聞候二付、則当人呼出シ申達。<sup>(47)</sup>

教員不足のため辞令到着に先立って出校勤務を求める旨を、県

の庶務課に伝えたりえで、宮下本人を学校に呼び出したと書かれており、当時の教員不足の深刻さがうかがえる。宮下が五等訓導補として飯田学校在勤の辞令を受け取ったのは、約二週間後の七月二十九日であった。

ところで、宮下が飯田学校に着任して間もない七月二日の学校日誌には、「世話方木下清三。知久町支校絵図面、前同人ヨリ差出候二付、入費調并生徒人員調、差出候様申置。」との記述がみられる。この「知久町支校」とは何だろうか。

「前同人」とは、この日生徒の出席状況確認などのため出校してきた世話役当番、本町一丁目の木下清三を指すとみられる。<sup>④</sup>世話役の木下が「知久町支校」の絵図面を差し出してきたので、同支校の入費と生徒人員の見込みを調査し提出するよう指示したということである。

だが、飯田学校に「知久町支校」なるものは設置されなかった。後述する葛壁家の伝馬町支校の例から推測するに、宮下塾の跡を「知久町支校」とする計画があったのではないか。そのための手続きを近隣の町の世話役らが進めていたものと思われる。

当時、飯田学校は校舎の老朽化と教場の不足に悩まされていた。日々校舎の修繕に大工を雇う中、七四年二月には「地所

狭隘」のため、小学校用地として旧飯田城二ノ丸の土地の一部について無代下げ渡しを願ひ出て却下されている。<sup>⑤</sup>こうした状況の中で、知久町の宮下塾を支校にするという案が出てきた可能性はある。しかしこれ以降「知久町支校」の話は一度も出てこなくなり、話は立ち消えになったようである。

翌七五年二月、宮下はほかの教員たちとともに松本師範学校で試験を受ける。結果、前年に得た下等小学講習修了免状の裏に「此免状ハ明治七年ヨリ同九年十二月迄ヲ限リトス」と裏書を受け取った。<sup>⑥</sup>松本から帰校した直後の三月一日には、抽選によつて伝馬町支校勤務となった。同年七月に支校教員が篠田知哲に交替、宮下は本校に戻ったと思われるが、それ以降、飯田学校の日誌からは宮下に関する記述が確認できない。『沿革紀要』には七六年八月に飯田学校を退職と記されている。

一方、下伊那教育会所蔵の『小学校沿革表』によれば、七六年一〇月から翌年まで宮下敬三は小野川学校（現阿智村立阿智第三小学校）の教員をしている。<sup>⑦</sup>かつての手習塾の縁などにより招聘されたのか、県の指示で派遣されたのかは不明だが、飯田を離れても教員生活を送っていたとみられる。だが、宮下の教員生活は長く続かなかつた。翌一八七七年八月に宮下は病気で死去、享年四四歳であった。

#### 四 旧手習塾から支校へ… 葛壁塾について

##### (一) 葛壁塾の概要

伝馬町二丁目にあった葛壁家の手習塾は、順応・純・政世の三代にわたり、学制施行まで継続していた。もともと修験者であった金刺氏が慶長年間より飯田に居住し、元禄年間に飯田藩主から葛壁の姓を与えられたとされる<sup>(53)</sup>。

一九四七年の飯田大火で邸宅が焼失したこともあり、葛壁塾の様子を知る手がかりはごく限られている。後世の聞き書きによると、伝馬町二丁目の葛壁家私宅の約六〇畳（八畳四室、六畳四室、四畳二室）を教場であて、午前一〇時から午後三時頃まで、教師一人が壇上で子どもたちを見渡し、「習字等のときは古参弟子に小さ子供を補助をなさす」ような形での指導が行われていた。門弟は飯田町および周辺の村々から通っており、常時「百七八十人から四百人程」だったとされる<sup>(54)</sup>。

##### (二) 伝馬町支校の設置

一八〇九（文化六）年から継続してきた葛壁塾が一八七二（明治五）年に閉鎖されたのは、学制発布を機としてのことであっ

た。葛壁家は、その後も飯田町の学校および教育に関わりを持っていくことになる。

『沿革紀要』には、葛壁政世が一八七四年六月から七五年五月、父親の葛壁純が七四年九月から七七年一〇月まで飯田学校に在職していたと記録がある。学校日誌にも、葛壁政世は七四年五月二十九日に飯田学校学事掛に任命され翌日より出勤したことが記されている<sup>(55)</sup>。

政世が着任してまもない七四年六月、伝馬町に支校を設けたいとの話が出てきた。学校日誌には【史料5】のようである。

##### 【史料5】

五町筋ニテハ兼而支校相設ケ候図リニテ、伝馬町葛壁政世宅ヲ借り、右ニ付当座入費且年内之費用見込書、五町筋世話方差出候由ニテ、昨日安東欽一郎分被相廻候ニ付、惣世話方之存意承り度旨、今日出席之世話方黒田忠一代江申聞、書面等相渡ス。

「五町筋」では以前から支校設置を企図していたが、葛壁宅を借りる案について経費の見込書を作り、「五町筋」の学校世話役から学区取締安東欽一郎へ提出したものが、飯田学校に回されてきた。これについて世話方たちの意見を聞きたいとの記述である。「五町筋」は飯田町の北側、当時の第三小区の五町（伝

馬町一、二丁目、桜町一、二、三丁目）であろう。

これを受けての世話役集会などは確認できないが、大きな支障なく話は進んだようで、七月五日には「五町世話方」が支校図面を学校に提出、先の経費見込書とともに、学区取締から県庁庶務課に上申したとみられる。七月一日日には支校設置が認められ、開校のはこびとなった。

支校の図面は確認できないが、経費書の写しが学校日誌に記されている。

【史料6】

支校三小区内伝馬町葛壁政世宅、別紙絵図面之通借受申  
度事

右ニ付費用左之通

一ヶ年 一金拾八円 一ヶ月一円五十銭 借賃

同 一金十八円 同断 小使一人給料

一金拾円程 当座営繕入用

右之外、書籍・器械・諸道具等迄、都而本校ヨリ相廻

シ候事

右之通取調、奉伺候、以上。

明治七年七月 三小区世話方惣代 吉澤 利八  
小池 利平 印<sup>⑧</sup>

家賃を毎月支払うこと、小使を一名置くこと、書籍、器械類含めすべて本校のものを調達することが取り決められており、あくまで葛壁宅の場所を借り受けるという契約だったことがわかる。

八月五日に伝馬町支校開校式が行なわれ、学区取締、学校の幹事・教員らのほか、筑摩県飯田支庁詰の役人たちも臨席した。支校の教員は「教員葛壁政世 授業生那須知四郎 授業生中川良治 同葛壁<sup>⑨</sup>」と名が挙げられている。最後に「葛壁」と姓だけ書かれているのは政世の父、純と思われるが、開校直後には着任していない。九月に授業生の中川良治が退職した代わりに「葛壁 今日今授業生江出勤」したとの記録があり、葛壁純の飯田学校勤務が七四年九月からという『沿革紀要』の記述と一致する。

開校時の生徒は八五名（男子五四名、女子三一名）で、全員が新入学生として下等八級から学習を始めている。橋北五町に居住しすでに飯田学校に就学していた上級生たちは、新設の支校に移っていないことがわかる。また、支校で学んだ生徒たちが下等七級の試験に合格した際には「是ヨリ本校へ入ル」と記録されており、下等六級以降の授業は本校で行われたとみられる。

本校と支校との人の行き来は、不定期だが頻繁に行われてい



る。<sup>(65)</sup>七五年三月一日には「生徒組々ヲ教員各担当スル様相極メ、抽籤ニテ取極メ」ることとなり、その結果、薦壁政世が本校の担当になり、かわりに宮下敬三が支校教員として伝馬町に来ることになった。さらに七月には宮下と訓導篠田知哲が交替、支校授業生那須知四郎が松本師範校に入校するため新たに授業生印南増五郎が支校担当となり、八月には篠田と訓導岡庭蕃とが交替と、訓導一名、授業生二名の体制が維持されつつ、短期間のうちに本校と支校で教員が入れ替わっている。

生徒たちも本校と支校とを移動することがあった。七六年一月二三日には「三ノ組生徒十九名、受持教員岩本節次引連レ、明日今支校へ出。但都合ニ寄リテナリ。」とある。下等四級の学習をしていた「三ノ組」が学校の「都合」によって受持教員ごと本校から支校に移ったというのだが、なぜこの組が移動したのかは不明である。同年七月六日には「支校江出居候三ノ組生徒、都合ニ寄リ今日ヨリ本校へ移ル也。支校ヨリ七級生男女混二十名、本校へ入ル也。本校ヨリ<sup>(66)</sup>組五級生徒三十六名、支校へ行ク。」とあり、これまで支校に出ていた組が再び「都合」により本校に戻り、下等五級の生徒たちが本校から支校へ行くなど、生徒たちも学校の指示に従い本校と支校を行き来していたことがわかる。

一方、訓導薦壁政世は、一八七五年五月に深見村(現下條村)鼎立学校に異動となった。<sup>(66)</sup>そこに翌年まで勤務していたこと、また八〇年には名古熊学校(現飯田市)に異動しているのが確認できる。<sup>(67)</sup>その後については不明であるが、少なくとも飯田学校に教員として戻ってくることはなく、父親の純よりも早く死去したとみられる。<sup>(68)</sup>

そして伝馬町支校は、一八七七年一月に閉鎖となった。月末の学校日誌には、次のように記されている。

【史料7】

飯田町二番町ニテ、薦壁純居宅ノ内借受、支校ニ致シ居候処、都合ニ寄リ相廢シ、本校へ合併ニ相成候段、惣方協議之上取極リ、今日限リニテ明日本校へ引移リ之事。

但十二月分家賃ハ差出シ可申事。

畳大破之分ハ表替イタシ、其外已前之通管繕之事。<sup>(69)</sup>廃止の「都合」について詳細は書かれておらず、「惣方協議」により閉鎖が決まった時期についても不明である。一月末限りで本校に合併としているが一二月分の「家賃」は支払うことになっており、急な話であったようだ。さらに一二月一日・二日に日雇一〜二名と支校小使人とで移転作業を手早く済ませ、一二月一日に「支校廃止之条」を執事から会所へ報告し、六日

に戸長・執事の連署の書類を学区取締へ届け出るなど、慌ただしさがうかがえる。

### (三) 私学の設置

葛壁純は伝馬町支校閉鎖をもって授業生を辞めたようだが、以降の飯田学校日誌にもたびたび名前が登場する。一八七八(明治一)年一〇月には、書き物の手伝いに約二週間雇われ、免状類や会計書、生徒昇級録の記入作業などをしていた。

その後、一八八〇年六月に葛壁は「私学開業開申書」を提出した。教則を添えて、学務委員の連署の上、郡役所に提出したと学校日誌に記されている。さらに翌月には学務委員連印で「私塾開業上申書」を提出している。

これに先立つ四月二十六日、学務委員の小林直と杉本伝連名で筑摩県庁に問合せ文書を送付している。内容は「専門ニモアラス普通ニモアラス、従前ノ手習師匠寺子屋ト称候類ノ者」が学校を開業して差し支えないか、開業した結果「私学ノ方ヲ便利トシテ入学スルモノ」が出てきた場合にどうすればよいか、というものである。これに対する県学務課の回答は「学校開業スルハ不苦候事」、教育令(一八七九年制定)における所定の科目を満たさない場合は「変則小学」として扱い、学齢児童らが

「事故アリテ変則小学ニ就学スルハ妨ケ無之事」というものであった。つまり葛壁純が従前の手習塾のような形態での開業を望んでおり、学務委員から県に問い合わせた結果、変則小学としての開業であれば問題なしとの見通しが示されたため、変則小学の内容を自宅で教授する「私塾」として開業したということだろう。

ところが、翌一八八一年三月には、県学務課から「私学之葛壁純」に対して、「私学条例」にもとづき「開業届」を出すようにとの通達が出された。私立学校条例は、教育令のもとで児童の就学促進を重視した結果、私立学校の状況が「往々寺子屋ノ旧態ニ復シ」つつあり、「公立小学校ノ衰頹」を招きかねないとの危惧により、長野県が八〇年一二月に制定したものである。従来私学を開設していた者もあらためて届け出て取り調べを受ける必要があった。

その後、葛壁の私学は存続が認められなくなったと思われる。八一年六月、郡役所から戸長宛に以下の通達が出された。

#### 【史料8】

飯田町葛壁純、私立小学校開業伺本県へ送報候処、当時教則及諸規則取調中ニ付、不日達可相成候条、右達ヲ待チ更ニ伺出へく、就而者一先生徒解散可致様、其筋分照会越候



条、右之趣蔦壁純へ諭達致し、兼而飯田町学務委員へ通報可致、伺書相添此旨相達候事。

追而、教員未定ニ而者教育令ニも相触、認可不相成義ニ可有之、為念添而相達候事。

六月十四日

飯田町戸長中<sup>(76)</sup>

下伊那郡役所 印

蔦壁純の「私立小学校開業伺」について、教則・諸規則を取り調べたうえで結果が通達されるのを待つて「更ニ伺出」をせよ、という趣旨だが、ひとまず「生徒解散」せよとの「照会」が「其筋」からあったという。現状では学校の継統が認められないという県庁の見解が示されたのだろう。この話を戸長から蔦壁に知らせ、飯田町学務委員へも通報するように、という趣旨である。追伸の記述からは、蔦壁の開業伺では「教員未定」となっていたことがうかがえ、それでは認可されないという郡役所からの念押しがされている。

以降、蔦壁の「私立小学校」開業の意向がどうなったか、資料からは不明だが、少なくとも同時期の公文書には該当する私立小学校の存在は見当たらず、認可されずそのまま立ち消えになったものと考えられる。

#### (四) 簡易科分教場の設置

次に蔦壁家が飯田町の教育と関わりを持つのは、一八八九(明治二二)年一月、蔦壁宅を借用し分教場を設置した時である。

『沿革紀要』には、「本校に簡易科を併置し伝馬町蔦壁純氏の家屋を仮用し分教場とし簡易科訓導武田銀重氏を本校より出張せしめ貧民の子女を教授す」と記されている。武田銀重は上伊那郡伊那村(現駒ヶ根市)の出身で、八八年一〇月二日に雇入となつている。教員に蔦壁の名はなく、蔦壁家はあくまで家屋を貸しただけとみられる。

一八九〇年九月に退職した武田の後に、簡易科の教員として赴任したのは、旧飯田藩士の小木曾鉦治であった。小木曾は「付表」にも名前があるとおり、飯田藩文武講習所助役から飯田学校教員となり、その後山本学校、飯沼学校、小野川学校ほか、下伊那郡内各地の学校で長らく訓導を勤めてきた人物であった。<sup>(78)</sup>

一八九一年、蔦壁塾の寺子たちによって「蔦壁翁報恩碑」が建立される。このとき蔦壁純は七七歳であった。直後の九二年四月、新小学校令の実施により飯田小学校簡易科は廃止となり、生徒たちは本校に合併されることとなった。

## おわりに

本稿では、飯田学校の教員たちを対象に、旧藩校の師範や学制以前の手習師匠たちが、創設期の学校教育に教員として関わり、自身が近代教育の知識を身につけながらその担い手となっていた様相をみてきた。

宮下塾、葛壁塾のような手習師匠たちは、自身の塾の閉鎖を余儀なくされ、学校教員としての道を選んだ。しかし私宅を開いて長年にわたり築いてきた知の空間、師匠と寺子たちの関係性は断ち切られ、支校として提供した私宅は、本校に従属するものとして利用されることとなる。教員となった自身は、やはり近代教育システムの一部として、郡内他校への異動も受け入れざるをえない仕組みが、学校創設直後から成立していたのである。だが、葛壁純の私学開業の動きなどをふまえて考えると、伝馬町や知久町の支校設置の動きは、近代学校に抵抗し、手習塾の空間や関係性を取り戻そうとする動きとしても捉えられる。そして、近代以降も完全に師匠と寺子のつながりが切れたわけではなかった。宮下塾、葛壁塾とも、たくさんの寺子たちの中から、後に飯田町の行政に携わった者たち、政界・財界で活

躍した者たち、軍人として出世した者たちなど、多くの人材が輩出された<sup>26)</sup>。後にかれらが中心となって、師匠の顕彰碑を建てている。先述の通り葛壁純報恩碑は一八九一年に建立され、また一九〇二年に宮下敬助・敬三親子の顕彰碑建立にあたっては、発起人らが入門記録帳を手がかりにほかの寺子たちの行方を探し出そうとしていた形跡がうかがえる<sup>27)</sup>。

飯田町の場合は、藩校を受けついでがゆえに、士族の教員たちが大部分を占めることになった。それ以外の地域においては、宮下敬三や葛壁親子のような旧手習師匠たちが、在村のごく少数の知識人として、近代学校の設置運営に携わったのだろう。一方、かれら知識人層の中には村方地主など財力をもっており、世話役として学校の資金運営を支えた者たちもいただろう。飯田学校の場合は、士族と有力町人とが役割分担をしていたが、他の村の場合どうか。その様相を比較することで、近世から近代への接続と断絶とを明らかにすることが今後の課題である。

本稿は、令和五年度国内派遣研究の成果の一部である。また、JSS科研費「P17H02671」・「P23K02143」の助成による史料調査成果の一部を利用し

ている。

本稿の内容は、第二〇回飯田市地域史研究会報告内容の一部に、大幅に加筆修正をしたものである。

史料の閲覧、利用にあたり、飯田市立追手町小学校にお世話になりました。感謝いたします。

- (1) 荒井明夫「序章 本研究の課題と方法」『明治国家と地域教育―府県管理中学校の研究―』吉川弘文館、二〇一一年、八頁。
  - (2) 花井信・三上和夫「まえがき」花井・三上和編著『学校と学区の地域教育史』川島書店、二〇〇五年、iii頁。
  - (3) 田嶋一「近世社会の家族と子育て」『少年』と『青年』の近代日本』東京大学出版会、二〇一六年、第二章、八六頁。
  - (4) 花井信「序章 地域学校史研究の課題と同時代教育史研究への相対」『山峡の学校史』川島書店、二〇一一年、三頁。
  - (5) 飯田町役場編纂、太田浅太郎編『長野県下伊那郡飯田町小史(一)』、一九二五年。
  - (6) 本稿でとりあげる葛壁塾、宮下塾のほかにも、箕瀬長源寺の佐野日融、荒町の渡辺延、梅南小路の田中才一郎、池田町の日野弥平がそれぞれ手習塾を開いていたようだが、いずれも一八七一年までに閉塾している。後掲註15『寺子屋調査 第三冊』を参照。
  - (7) 『寺子屋調査 第三冊』下伊那教育会所蔵。後掲註〇参照。
  - (8) 中村七五郎『飯田尋常高等小学校沿革紀要』私家版、一九〇八年、一頁。
  - (9) 長野県教育史刊行会編、全二二巻。本稿にとくに関連するのは第一巻
- 総説編一(一九七八年)、第七巻史料編一(一九七二年)、第九巻史料編三(一九七四年)、第十巻史料編四(一九七五年)である。
- (10) 飯田市歴史研究所編『飯田・上飯田の歴史』、飯田市教育委員会。上巻二〇一二年、下巻二〇一三年。
  - (11) 竹ノ内雅人「寺子屋で学ぶ子どもたち」『飯田・上飯田の歴史』上巻、二九八〜三〇三頁。
  - (12) 池田勇太「明治初年の藩政改革」『飯田・上飯田の歴史』下巻、二六〇〜三一頁。
  - (13) 多和田真理子「近代の小学校」『飯田・上飯田の歴史』下巻、四四〜四九頁。
  - (14) 中村七五郎『飯田尋常高等小学校沿革紀要』私家版、一九〇八年。以下本稿では『沿革紀要』と記す。
  - (15) 「私塾寺子屋調べ」は、一九三二年七月に、下伊那郡教育会歴史調査部の事業として開始したものである。郡内の各小学校教員たちが手分けして、学区にかつて存在した寺子屋や、藩学・私塾について、開かれた年代、場所、学科および教授法、束脩、行事、師匠の伝記、遺稿や遺跡、文献などを詳細に調べている。一九三三年に『寺子屋調査』八冊級の成果がまとめられ、下伊那教育会館内に保管されている。本稿では主に『寺子屋調査 第三冊 飯田・大平・上郷・鼎』(本稿では『寺子屋調査 第三冊』と表記)を用いる。上記調査について、下伊那教育会史編集委員会編『下伊那教育会史 百周年記念』一九八七年、三八六〜三九〇頁を参照。
  - (16) 川村肇「幕末維新期の民衆における漢学教育」『在村知識人の儒学』思文閣出版、一九九六年、第二章。
  - (17) 下伊那の教育史研究会編『下伊那の寺子屋』、南信州新聞社出版局、二〇〇三年。とくに本稿と関わるのは、石川正臣「城下町飯田の宮下塾」(第四章)、同「飯田の藩学」(第一章)、林登美人「学制頒布と

- (18) 寺子屋の閉鎖(第一七章)、同「飯田下伊那の家塾と私塾」(第一八章)、同「私塾寺子屋師匠の筆塚と頌徳碑」(第二〇章)である。
- (19) 多和田真理子「近代の小学校」前掲註13。
- (20) 本稿で扱う飯田学校の日誌は以下の通りである。すべて飯田市立追手町小学校所蔵。「紀元二千五百三十三年 明治六年ヨリ全七年三月迄日誌 第一号 第三十小学校」(以下「日誌 第一号」)、「明治七年四月廿五日ヨリ同年十二月三十一日ニ至る 第二号 日誌 幹事」(以下「日誌 第二号」)、「明治八年乙亥一月ヨリ十二月迄 日誌 第三号 幹事」(以下「日誌 第三号」)、「明治九年丙子一月ヨリ十二月ニ至る日誌 第四号 飯田学校」(以下「日誌 第四号」)、「明治十年丁丑一月ヨリ十二月マテ 日誌 第五号 飯田学校」(以下「日誌 第五号」)、「明治十一年戊寅一月ヨリ十二年巳卯十二月ニ至る 日誌 第六号 飯田学校執事」(以下「日誌 第六号」)、「明治十三年庚辰一月ヨリ十四年十二月迄 日誌 第七号 飯田学校執事」(以下「日誌 第七号」)、「明治十二年 日誌 第十二号 飯田学校」(以下「日誌 第十二号」)。
- (21) 『長野県教育史』第七卷、史料番号二〇〇。なお学制公布は一八七二年九月(明治五年八月)である。
- (22) 『長野県教育史』第九卷、史料番号一二七。
- (23) 『長野県教育史』第一卷、三二四〜三二六頁。ただし筑摩県においては、すでに設立されていた小校と学制にもづく小学校とを連続したものと捉えており、とくに区別をしていない。そのため学制下の学校についても「小校」と呼んでいる場合が多い。
- (24) 『長野県教育史』第一卷、三八一頁。
- (25) 『長野県教育史』第九卷、史料番号二一八。
- (26) 『長野県教育史』第一卷、三〇二〜三〇四頁を参照。
- (27) 飯田学校の世話役について検討した口頭報告として、多和田真理子「小学校の設置・運営と地域社会―飯田下伊那の事例にそくして」第二〇回飯田市地域史研究会報告、二〇二三年九月九日。
- (28) 『明治三年庚午十月改 土族分限帳』村沢武夫「飯田城主堀家」伊那史学会、一九七七年、九七〜一〇五頁を参照した。
- (29) 『沿革紀要』前掲註14。
- (30) 『長野県教育史』第七卷、史料番号二二八。
- (31) 『長野県教育史』第九卷、史料番号一三四。なお引用にあたり適宜句読点を施した。以下の引用も同様。
- (32) 明治五年文部省達第三十四号。『文部省布達全書 明治四年、五年』国立国会図書館デジタルコレクションを参照した。
- (33) 学制第二十三章で「小学私塾ハ小学教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ称スヘシ」とし、第二十八章では教科順序を踏まずに教授する変則小学のうち私宅で教授するものを「家塾」と位置づけている。中学については第三十二章で、「私宅ニアリテ中学ノ教科ヲ教ルモノ」のうち免状のあるものを「中学私塾」、ないものを「家塾」としている。
- (34) 『長野県教育史』第九卷、史料番号一四八。
- (35) 『長野県教育史』第一卷、七三二〜七三六頁。
- (36) 『日誌 第一号』明治七年一月二三日〜二五日。
- (37) 『日誌 第二号』明治七年五月一日。
- (38) 『長野県教育史』第一卷、七四一〜七四二頁を参照のこと。
- (39) 多和田真理子「小学校の設置・運営と地域社会―飯田下伊那の事例にそくして」前掲註26。
- (40) 多和田真理子「近代の小学校」前掲註13。
- (41) 飯田学校日誌、『小学校沿革表』後掲註51、ほか各学校の沿革史などによる。これらの動きにより下伊那地方に近代教育が伝播していく様

- 子についても詳細な検討が必要だが、別稿を期したい。
- (41) 竹ノ内雅人「寺子屋で学ぶ子どもたち」前掲註11、三〇〇頁。
- (42) 『寺子屋調査 第三冊』前掲註15。
- (43) 宮下弘家史料M1-1〇-17、飯田市歴史研究所所蔵。以下、本稿で用いた宮下弘家史料はすべて飯田市歴史研究所所蔵である。
- (44) 『五番入門記録』宮下弘家史料M1-1〇-15。
- (45) 『五月五日入校 教員日誌』宮下弘家史料、M1-1〇-1二三。同史料の翻刻が『長野県教育史』第九巻、史料番号八二九に掲載されているほか、『長野県教育史』第一巻、七三九〜七四一頁で紹介されている。
- (46) 宮下弘家史料M1-1〇-19。
- (47) 『日誌 第二号』明治七年七月一日。
- (48) 学校世話役木下清三の居所については、村沢武夫編『飯田の今昔家並帳』光文堂、一九五四年より。
- (49) 『日誌 第二号』明治七年二月一九日。なお、この学校用地取得をめぐるやりとりについては、江下以知子による詳細な分析がある。江下「都市と公有地―飯田学校の場合」『明治前期地方都市に関する地域史的研究 長野県飯田市を事例として』東京大学大学院工学系研究科、二〇一七年度博士論文、第四章。
- (50) 宮下弘家史料M1-6。『日誌 第三号』明治八年二月二十八日も記載がある。
- (51) 『小学校沿革表 下伊那教育会』は、下伊那郡教育会歴史調査部が一九三二(昭和七)年度の事業として行った調査の結果である。本稿では『小学校沿革表』と表記する。
- (52) 『下伊那の寺子屋』前掲註17、二九頁ほか、先行研究には葛壁塾の師匠として政世の名がなく、かわりに「政喜」「政也」の名がみられる。詳細は不明だが、本稿では『寺子屋調査 第三冊』の記録などから、純の息子政世が手習師匠をしていたと判断する。
- (53) 一八九一(明治二四)に建立され飯田市の大宮諏訪神社に現存する「葛壁翁報恩碑」の碑文には、「原姓金刺、旧藩主堀氏賜葛壁姓」、さらに「家世修験、称明覚院」とある。また林登美人「私塾・寺子屋師匠の筆塚と頌徳碑」前掲註17を参照。
- (54) 林登美人「私塾・寺子屋師匠の筆塚と頌徳碑」前掲註17、二六一頁。
- (55) 『寺子屋調査 第三冊』前掲註15。
- (56) 石川正臣「城下町飯田の宮下塾」前掲註17、四五頁。竹ノ内雅人「寺子屋で学ぶ子どもたち」前掲註11、三〇三頁。
- (57) 『寺子屋調査 第三冊』前掲註15。
- (58) 『日誌 第二号』明治七年五月二九日。
- (59) 『日誌 第二号』明治七年六月一九日。
- (60) 『日誌 第二号』明治七年七月一日。
- (61) 『日誌 第二号』明治七年八月五日。
- (62) 『日誌 第二号』明治七年九月二日。
- (63) 『明治七年甲戌四月ヨリ十年十二月マテ 生徒昇級録 飯田学校』飯田市立追手町小学校所蔵史料。
- (64) 以下、教員生徒が本校と支校を移動する様子は『日誌 第三号』および『日誌 第四号』による。
- (65) 『日誌 第四号』によれば二月二二日に「三ノ組」の生徒たちが下等四級の卒業試験を受けている。
- (66) 『日誌 第三号』明治八年五月二八日。
- (67) 『小学校沿革表』前掲註51。
- (68) 一八九二年建立の「葛壁翁報恩碑」に、純の男子が早逝したと思われる文言があること、葛壁家が一九〇〇年頃に養子を迎えていることから推察である。
- (69) 『日誌 第五号』明治一〇年一月三〇日。
- (70) 同前。

- (71) 『日誌 第六号』明治十一年一〇月二日から一六日までの記載による。
- (72) 『日誌 第七号』明治十三年六月一日、七月二日。
- (73) 『学務委員取扱ニ付伺』明治十三年従一月至十二月 諸願伺届之部』長野県立歴史館所蔵。
- (74) 『日誌 第七号』明治十三年三月一九日。
- (75) 『私立学校条例』『長野県教育史』第十卷、史料番号九五。
- (76) 『日誌 第七号』明治十四年六月一四日。
- (77) 『日誌 第十二号』明治二十三年九月一三日。
- (78) 『小学校沿革表』前掲註51。
- (79) 『寺子屋調査、第三卷』前掲註15には、萬壁塾で学んだ著名な寺子として、のちに陸軍大将となる安東貞美、大審院判事となる柳田直平、飯田町長や衆議院議員等を歴任する上柳喜右衛門らの名がある。また、宮下塾で学んだ著名な寺子として、のちに衆議院議員となる樋口秀雄（龍峽）らの名前があるほか、飯田町会議員となった者は桜井好右衛門ほか「可成多い」とある。
- (80) 「建碑通知簿」宮下弘家史料、M-13。また、宮下塾の入門記録全五冊（宮下弘家史料、M-101〜M-105）には、「明治卅五年調」として門人たちの消息を記した付箋が貼付された箇所が多くある。